



区 分	お 主 要 な 件	内 容	療育手帳			と あ せき お問い合わせ先	
			A	B1	B2		
経 済 援 護	じゅうどしんしんしょうがいしゃ かいごてあて <b>重度心身障害者介護手当</b> の支給	さいみまん ざいたく げつじょう じゅうどしょう ・65歳未満で在宅6ヶ月以上のねたかりの重度障がい ある人(原則介護保険サービスを利用しておらず、自立支 援給付を受けていない人に限る)を介護している人 しみんぜい ひかぜい せたい ・市民税非課税世帯	かいごしゃ しきゅう 介護者に支給 げつがく えん 月額 10,000円 ねんど じょうげんがく まんえん (1年度あたり上限額10万円)	●			しゃかいふくしか 社会福祉課  43-6833(TEL)  45-3396(FAX)  shougai@city.ako.lg.jp
	とくべつしょうがいしゃてあて しきゅう <b>特別障害者手当の支給</b>	さいじょう ざいたく かた じょうじとくべつ かいご ひつよう ・20歳以上の在宅の方で、常時特別の介護を必要とし、おおむ つぎ しょう ていど ゆう ひと ね次の障がいの程度を有する人 りょういでちよう (療育手帳A,B1) てちよう しゅとく しんせゆ ・手帳を取得してなくても申請可 しよとくせいげん ・所得制限あり	しょう ひと しきゅう 障がいのある人に支給 げつがく えん 月額 30,450円  (R8.4～)	いし しんだんしょう ほんてい 医師の診断書等により判定 ほんてい けつが じゅきゅう (判定の結果により支給でき ない場合もあります)			
	しょうがいじ ふくし てあて しきゅう <b>障害児福祉手当の支給</b>	さいみまん ざいたく かた じょうかいご ひつよう つぎ ・20歳未満の在宅の方で、常時介護を必要とし、おおむね次の しょう ていど ゆう ひと 障がいの程度を有する人 りょういでちよう (療育手帳A,B1) てちよう しゅとく しんせゆ ・手帳を取得してなくても申請可 しよとくせいげん ・所得制限あり	しょう こ しきゅう 障がいのある子どもに支給 げつがく えん 月額 16,560円  (R8.4～)	いし しんだんしょう ほんてい 医師の診断書等により判定 ほんてい けつが じゅきゅう (判定の結果により支給でき ない場合もあります)			
	とくべつ じどう ふよう てあて しきゅう <b>特別児童扶養手当の支給</b>	さい みまん ちゅうどいじょう しょう こ しょう ・20歳未満の中度以上の障がいのある子どもを養 いく ひと 育している人 しよとくせいげん ・所得制限あり	ふぼ また よういくしゃ しきゅう 父母又は養育者に支給 じゅうど げつがく えん 重度 月額 58,450円 ちゅうど げつがく えん 中度 月額 38,930円  (R8.4～)	てちよう うつ ほんてい ・手帳の写し(A判定のみ) きてい しんだんしょ ほんてい ・規定の診断書により判定 ほんてい けつが じゅきゅう (判定の結果により支給でき ない場合もあります)			

区 分	お ち 主 要 件	内 容	療育手帳			と あ さいき お問い合わせ先
			A	B1	B2	
経 済 援 護	<b>障害基礎年金の支給</b> <small>しょうがい きそ ねんきん しきゅう</small> ・国民年金の被保険者又は65歳未満の人が国民年金法による1・2級以上の障がいとなったとき <small>こくみんねんきん ひほけんしゃ また さい みまん ひと こくみんねんきん ほう ねんきん ほう さいきゅうじょう しょう</small> <small>ほけんりょう のうふ ようけん</small> (保険料の納付要件あり) ・20歳未満で上記障がいになった人(20歳になったら申請) <small>はたちみまん じょうきしょう ひと さい</small> <small>しんせい</small>	<small>きゅう</small> 1級 年額 1,059,125円 <small>さいいじょう ひと ねんがく えん</small> (69歳以上の人) 年額 1,056,125円 <small>きゅう</small> 2級 年額 847,300円 <small>さいいじょう ひと ねんがく えん</small> (69歳以上の人) 年額 844,900円  (R8.4～)	<small>こくみんねんきんほうべつじょう</small> 国民年金法別表 <small>かにゆうねんきん しゅべつ</small> (加入年金の種別により申請先が変わります) <small>しんせい さいき か</small>			<small>いりょう かいご か</small> 医療介護課  43-6813 (TEL)  43-6892 (FAX)  kokuho@city.ako.lg.jp  または  ねんきんダイヤル  0570-05-1165 ひめじねんきんじむしょ 姫路年金事務所  079-224-6382 あんない ばん (案内1番) (TEL)  079-224-0838(FAX)
	<b>特別障害給付金制度</b> <small>とくべつしょうがいしやきゅうふきんせいど</small> ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 <small>へいせい ねん がつ いげん こくみんねんきん にんい かにゆうたいしょう が</small> <small>くせい</small> 生 <small>しょうわ ねん がつ いげん こくみんねんきん にんい かにゆう ひよう</small> ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入であった被用者等の配偶者で任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級相当の障がいがある人 <small>しゃとう はいくうしや にんい かにゆう きかん しょうしんぴ</small> <small>げんざいしょうがいきそ ねんきん きゅう きゅうそうとう しょう</small> <small>ひと</small>	<small>しょうがいきそ ねんきん きゅうがいたう</small> 障害基礎年金1級該当 <small>げつがく えん</small> 月額 58,650円 <small>しょうがいきそ ねんきん きゅうがいたう</small> 障害基礎年金2級該当 <small>げつがく えん</small> 月額 46,920円  (R8.4～)	<small>とくていしょうがいしや たい とく</small> 特定障害者に対する特 <small>べつしょうがいしやきゅうふきん しきゅう</small> 別障害者給付金の支給 <small>かん ほうりつ</small> に関する法律			または  <small>ひめじ ねんきんじむしょ</small> 姫路年金事務所  079-224-6382 <small>あんない ばん</small> (案内1番) (TEL)  079-224-0838 (FAX)
	<b>高齢重度障害者医療費助成</b> <small>こうれいじゅうどうしょうがいしやいりょうひ じよせい</small> ・65歳以上の療育手帳A判定の知的障がいのある人(65歳から74歳以下の人)は別途、後期高齢者医療保険加入手続きが必要) <small>さいいじょう りょういであちょう はんてい ちてき しょう</small> <small>ひと さい さい いか ひと べつと こうき こうれいしや</small> <small>いりょう ほけん かにゆう てつづ ひつよう</small> 医療保険加入手続きが必要) <small>しよとく せいげん</small> ・所得制限あり	<small>けんこう ほけん しんりょう う ばあい じこ ふたん</small> 健康保険で診療を受けた場合の自己負担 <small>いちぶ じよせい</small> の一部を助成する				<small>いりょう かいご か</small> 医療介護課  43-6820(TEL)  43-6892(FAX)  iryo@city.ako.lg.jp
<b>重度障害者(児)医療費助成</b> <small>じゅうどうしょうがいしや じ いりょう ひ じよせい</small> ・療育手帳A判定の知的障がいのある人 <small>りょういあくてちょう はんてい ちてき しょう ひと</small> <small>しよとく せいげん</small> ・所得制限あり						

めい 名 称	く 区 分	おも 主 な 要 件	ない 内 容	りょういくてちょう 療育手帳			とあ お 問 い 合 わ せ 先
				A	B1	B2	
日 常 生 活	けん しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 県・心身障害者扶養共済制度	ちてきしょう ひと ふよう さい みまん しんぞく ・知的障がいのある人を扶養する65歳未満の親族 かにゆう せimei ほけん けいやく たいしょう が加入できる(ただし、生命保険契約の対象とでき ない疾病・障がいを有しないこと)	かけきん げつがく 【掛金月額】 くち えん えん 1口 9,300円～23,300円  かけきん めんじょ きてい (掛金免除規定あり)	●	●	●	しゃかいふくし か 社会福祉課  43-6833(TEL)  45-3396(FAX)  shougai@city.ako.lg.jp
			かにゆうしゃ しぼろ 【加入者死亡のとき】 げつがく くち えん しきゆう 月額(1口) 20,000円支給 しょう しゃ しぼろ 【障がい者死亡のとき】 かにゆう きかん おう ちょういきん しきゆう 加入期間に応じて弔慰金を支給				
活 援	ひょうごけん ざいたく じゅうどしょうがいしゃせいかつ 兵庫県在宅重度障害者生活 かんきょうかいぜんしきんかじつけじぎょう 環境改善資金貸付事業	りょういくてちょう しよじしや そうごうはんてい もの ・療育手帳の所持者であって、総合判定「A」の者 じ (児)	かじつけ げんどがく えん 貸付限度額 1,000,000円 しょうかん きかん ねん いな いすえおき ごと ねん いな い かりそく 償還期間 1年以内据置後6年以内無利息	●			ひょうごけんて 兵庫県手をつなぐ育成会  078-242-4644(TEL)  078-242-4069(FAX)
			しかしんりょうじよ しんりょうおよ よほろ そ ち 歯科診療所における診療及び予防措置 しゅうかい か ちく ごご じ ふん (週2回火・木の午後1時30分～ 4時 総合福祉会館内)	●	●	●	しゃかいふくし か 社会福祉課  43-6833(TEL)  45-3396(FAX)  shougai@city.ako.lg.jp
護	しんしんしょうがいしゃ じ しか しんりょうじよ 心身障害者(児)歯科診療所	いっばん しか いいん じゆしん ごんなん ちてきしょう ひと ・一般歯科医院で受診困難な知的障がいのある人 けんこう ほけん てきょう じこ ふたん ふん かくじ ふたん ・健康保険適用にかかる自己負担分を各自負担 しゃかい しゃかい ふくし か しんさつ よやく ひつよう ・初回は社会福祉課で診察の予約が必要	しかしんりょうじよ しんりょうおよ よほろ そ ち 歯科診療所における診療及び予防措置 しゅうかい か ちく ごご じ ふん (週2回火・木の午後1時30分～ 4時 総合福祉会館内)	●	●	●	しゃかいふくし か 社会福祉課  43-6833(TEL)  45-3396(FAX)  shougai@city.ako.lg.jp

区 分	お ち 主 な よ う け ん 件	内 容	療育手帳			と あ き き お問い合わせ先
			A	B1	B2	
日 常 生 活 援 護	障がい者福祉タクシー利用助成 (タクシー利用券の交付)	・在宅の療育手帳A・B1所持者	500円相当額の福祉タクシー利用券を1月あたり4枚交付する	●	●	
	重症心身障害者(児)自動車燃料費助成	以下の①～③すべてに該当する人 ①在宅の身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた人で、かつ療育手帳Aの交付を受けた人 ②市外の事業所で、生活介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している人 ③赤穂市福祉タクシー利用券を交付されていない人	市外の障害福祉サービス事業所等へ通所するた めに使用する自家用車の運行に伴う燃料費の一 部を年間24,000円を上限として助成する。	●		
	障害者住宅改造費用の助成	・生涯にわたり自宅での生活を希望する知的障がいのある人 (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付を優先)	住宅改造する費用の一部を助成する 最高限度額 1,000,000円 ※所得状況による	●	●	●
	障害者等日常生活用具の給付	・市内に住所のある障がいのある人で障がい及び程度による制限あり(所得に応じて自己負担あり) (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付を優先)	日常生活の利便を図るため、生活用具を給付	●	●	●
相 談	赤穂市障がい者基幹相談支援センター(え～る)	・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等 (障がいの種別や年齢、手帳の有無は問わない)	障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域でより豊かな生活が送れるよう、窓口・電話・訪問等での相談に対応する	●	●	●

しゃかい ふくしか  
社会福祉課  
43-6833(TEL)  
45-3396(FAX)  
shougai@city.ako.lg.jp

めいしょう 名 称	くぶん 区 分	おもな要件	ないよう 内 容	りょういでちよう 療育手帳			とあさき お問い合わせ先	
				A	B1	B2		
相 談 そ う だ ん	しょうがいしゃ 障害者ほっとライン	ひょうごけんないざいじゅうのしょうがいしゃおよびそのかぞくなど 兵庫県内在住の障がい者及びその家族等 (しょうがいのしゅべつやとうきゅう、てちようのうむはとわらない) (障がいの種別や等級、手帳の有無は問わない)	さまざまなやたい そうごうてきそうだん う 様々な悩みに対して総合的に相談を受ける。 そうだんにちじげつようび きんようび [相談日時]月曜日～金曜日9:00～16:30 しゅくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く	/			ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-230-9553(FAX) shogaisha110@hyoshinkyo.jp	
	しょうがいしゃ べんごし ふくし せんもん 障害者のための弁護士・福祉専門 しよく むりようほうりつそうだん 職による無料法律相談		ほうりつ もんだい べんごし ふくしせんもんしよく 法律にかかる問題について弁護士と福祉専門職が むりよう たいおう 無料で対応。 ちようかくはつわ こんなん かた でんわ つか 聴覚や発話に困難のある方は電話リレーサービスをお使いいた だけます。 そうだんにちじまいしゅう か もくようび [相談日時]毎週火・木曜日13:00～16:00 しゅくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く	/			ひょうごけん べんごしかい 兵庫県弁護士会 078-362-0074(TEL)	
	しょうがいしゃ むりよう 障害者のための無料スマホ・パソ そだんしつ ン相談室		しょうがいしゃ すまほ ぼそこん そうごうそうだんまどぐち 障害者のためのスマホ・パソコン総合相談窓口 そうだんにちじげつ か すいきん [相談日時]月・火・水・金10:00～16:00 しゅくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く	/			ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-855-8772(TEL) 078-242-4260(FAX) digital@hyoshinkyo.jp	
税 の 控 除 等	しよとくぜい 所得税	ほんにん こうじよたいしよはいくうしやまた ふよう しんぞく ちてき しょう ・本人、控除対象配偶者又は扶養親族に知的障 がいのある人がいる場合	しよとくこうじよがく 所得税控除額	まんえん 27万円	●	●	あいおいぜい むしよ 相生税務署 0791-23-0231(TEL)	
	じゅうみんぜい およ しんりんかんきょうぜい 住民税及び森林環境税			まんえん 40万円	●			
				まんえん 26万円		●	●	ぜい む か 税 務 課 43-6803(TEL) 43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp
		ちてき しょう ひと ・知的障がいのある人	こうけい しよとく きん がく まんえんいか 合計所得金額が135万円以下 きゅうよしゅうにゅう ばあい えん (給与収入の場合、2,043,999円 以下) の場合、個人住民税 いか ばあい こじん じゅうみんぜい および森林環境税が非課税		●	●	●	
そうぞくぜい 相続税	しょう ひと そうぞく ばあい ・障がいのある人が相続した場合	そうぞくぜい 相続税からの こうじよがく 控除額	さい げんざい ねんれい ま (85歳 - 現在の年齢)×10万 えん 円		●	●	あいおいぜい むしよ 相生税務署 0791-23-0231(TEL)	
			さい げんざい ねんれい ま (85歳 - 現在の年齢)×20万 えん 円	●				

税の控除等	軽自動車税	じゅうどまた ちゅうど しんしんしやう ひと も ひと ・重度又は中度の心身障がいのある人、若しくはその人と せいけい いつ ひと うんてん しやう しや よう きやう 生計を一にする人が運転し、もっぱら障がいの用に供す じどう しや してい きじつ しんせいひつよう る自動車（指定の期日までに申請必要）	減免	げん めん 減免 しやう くぶん ていど ※障がいの区分と程度により がいとう ばあい 該当にならない場合があります くわ し せいむか たつの けんぜい 詳しくは、市税務課または龍野県税 じむ しよ と あ 事務所にお問い合わせください	●	●	ぜい む か 税 務 課 43-6803(TEL)43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp	
	自動車税	けんぜいじむしよ うけつけ がつ がつ がつちゅう うけつけ ・県税事務所での受付は4月～2月(3月中は受付できま せん)	けんめん 減免 しやう くぶん ていど がいとう ばあい ※障がいの区分と程度により該当にならない場合があり じようげん ます。また、上限があります。	●	●	たつの けんぜいじむしよ 龍野県税事務所 0791-63-5130(TEL) 0791-63-2560(FAX)		
自動車税	・じようきじどうしやをしんき(しんしや・ちゅうこ)とろくでしゆとくするばあい ・上記自動車を新規(新車・中古)登録で取得 する場合	けんめん 減免 しやう くぶん ていど がいとう ばあい ※障がいの区分と程度により該当にならない場合があり じようげん ます。また、上限があります。	●	●	ひめじけん ぜいじむしよ 姫路県税事務所 079-231-4105(TEL)			
区分	区 分	おも 主 な よう けん 要 件	ない よう 内 容	りよういくてちやう 療育手帳			と あ さき お問い合わせ先	
				A	B1	B2		
交 通 機 関	NHK放送受信料	ちてき しやう ひと せたい せたい こう ・知的障がいのある人がいる世帯で、かつ、世帯構 せいじん ぜんいん しちやうそん みんぜい ひかぜい ばあい 成員全員が市町村民税非課税の場合	ぜんがく めんじよ 全額免除	●	●	●	じゆしん りやう まどぐち NHK受信料の窓口 0570-077-077 (ナビダイヤル) ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後6時 ど にち しゆくじつうけつけ ※土・日・祝日も受付	
	J R 運賃	じゅうど ちてき しやう ひと せたいぬし じゆ ・重度の知的障がいのある人が世帯主で、かつ、受 しんけいやく しや ばあい 信契約者の場合	ほんがく めんじよ 半額免除	●				
公 共 料 金 等	J R 運賃	だいいしゆりやういくてちやうしよじしや かいじしや りやう ば ・第1種療育手帳所持者が介助者と利用する場 あひ きより せいげん きゆうこう ふく 合、距離制限なし、急行も含む しよじ しや りやう きより せいげん ※所持者のみの利用については距離制限あり	ほんにん かいじしやひとり わりびき 本人と介助者1人5割引 ていき じやうしやけん たいしやう (定期乗車券も対象となる)	●	●	●	だいいしゆりやういくてちやうしよじしや 第1種療育手帳所持者	かくえきまどぐち J R 各駅窓口 てちやうていじ (手帳提示)
	私鉄運賃	だいいしゆりやういくてちやうしよじしや かつみち こ く ・第2種療育手帳所持者が片道100kmを超える区 かん りやう ば あい 間を利用する場合	ほんにん わりびき 本人のみ5割引	●	●	●	だいいしゆりやういくてちやうしよじしや 第2種療育手帳所持者	かくかいしやまどぐち 各会社窓口
の 割	船舶カーフェリー	りやういくてちやうしよじしや ・療育手帳所持者	くわ かくてつがくしやまどぐち かくにん 詳しくは各私鉄会社窓口でご確認 ください	●	●	●	かくかいしやまどぐち 各会社窓口	
	民間・公営バス	りやういくてちやうしよじしや ・療育手帳所持者	くわ かく がいしやまどぐち か 詳しくは各バス会社窓口でご確 認ください	●	●	●	かくかいしやまどぐち 各会社窓口	

引 き	こくないこうくう うんちん 国内航空運賃	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	くわ かくこうくうがいしまどぐち 詳しくは各航空会社窓口で かくにん 確認ください				かくかいしゃまどぐち 各会社窓口			
	く ぶん 区 分	おも 主 要 件	ない 内 容	りょういでちょう 療育手帳			と あ さき お問い合わせ先			
めい 名 称						A	B1	B2		
交 通 機 関 ・ 公 共 料 金 等 の 割 引	ゆうりょうどうろく わりびき せいど 有料道路割引制度 (ETCを使用する場合)	かいご しゃ だい しゅりょういくてちょう しよじしゃ の じ か ・介護者が第1種療育手帳所持者を載せて自家 よう じどうしゃ ちじん じかようしゃ とう うんてん 用自動車、レンタカー、知人の自家用車等を運転 する場合 だい しゅりょういくてちょう しよじしゃ とう じようしゃ ぼ ・第1種療育手帳所持者がタクシー等に乗車する場 あひ 合	わりびき しゃくしよしゃかいふくしか しょうめい じぜん とうろく 5割引(市役所社会福祉課で証明を受け、事前登録し しゃりよう しゃさいき つうこう ひつよう た車両・ETCカード・ETC車載器での通行が必要) じぜん とうろく しゃりよはがい つうこうじ げんきん ※事前登録した車両以外での通行時は、現金レーンに わりびき ていじ わりびききようかう て割引シール提示により割引適用可能	●	●	●	しゃかい ふくしか 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp			
	ゆうりょうどうろく わりびき せいど 有料道路割引制度 (ETCを使用しない場合)	かいご しゃ だい しゅりょういくてちょう しよじしゃ の じ か よう じ ・介護者が第1種療育手帳所持者を載せて自家用自 どうしゃ ちじん じかようしゃ とう うんてん ぼあひ 動車、レンタカー、知人の自家用車等を運転する場合 だい しゅりょういくてちょう しよじしゃ とう じようしゃ ぼあひ ・第1種療育手帳所持者がタクシー等に乗車する場合	わりびき しゃくしよ しゃかい ふくしか ひつようじ こう きにゆ 5割引(市役所社会福祉課で必要事項を記 う てちょう りょうきんしはら じ ていじ 入した手帳を料金支払い時に提示する)	●	●	●				
	タクシー運賃	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	わりびき 1割引	●	●	●	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口 てちょうていじ (手帳提示)			
そ の 他	ちゅうしゃきんし じょがい してい しゃひょうしょう 駐車禁止除外指定車標章の こうふ 交付	りょういくてちょう しよじしゃ 療育手帳A所持者	げん しょうちゅう しゃりよう とうろひようき とうろひよ 現に使用中の車両について、道路標識や道路標 うじ ちゅうしゃ きんし ぼしょう ひつようさ 示で駐車を禁止している場所等における必要最 いしょうげんちゅうしゃ みと せいかつ りべん はか ちゅうしゃ 小限の駐車を認め、生活の利便を図るため「駐車 きんしじょがいていしゃひょうしょう こうふ 禁止除外指定車標章」を交付する。	●			けんない こうつうけいさつ か 県内の交通警察課 けいさつほんぶ こうつうきせい 警察本部交通規制課 しょう しんせい かもう ※パソコンを使用したオンライン申請も可能 です。 うけつけじかん しょうさい ひょうごけんけいさつ ※受付時間などの詳細は兵庫県警察ホー らん ムページをご覧ください。			

めいしょう 名称	くぶん 区分	おもな要件	ないよう 内容	りょういでちよう 療育手帳			とあさき お問い合わせ先
				A	B1	B2	
その他	ちゅうしゃじょう ゆずりあい駐車場	ちてきしょう ひと いってい ようけん み ひと ・知的障がいのある人で一定の要件を満たす人	ひょうごけん けんないきようつう びょうご ちゅうしゃ 兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車 場利用証」を交付	●			しゃかいふくし か 社会福祉課 43-6809(TEL) 45-3396(FAX)
	ミライOID	りょういくてちようしよじしや ・療育手帳所持者	しょう しゃてちよう じょうほうよ こ ひょうじ 障がい者手帳の情報を読み込み、スマートフォンで表示 できるほか、マイナポータルと手帳情報の連携が可能	/			かぶ (株) ミライ とあ 問い合わせフォームより とあ お問い合わせください
福祉 資金	せいかつ ふくし し きん かしつけ 生活福祉資金の貸付						
	なりわい いとな ひつよう けいひ ①生業を営むために必要な経費	しんき かいぎよう じぎょうけいぞく いちじてき ひつよう けいひ こうじょうてき ひつよう ・新規開業、事業継続のため一時的に必要な経費で、恒常的に必要な 経費を除く（今後、安定した収入を確保できない事業、他の負債への返 済、事業の運転資金、人件費、生活費の貸付はできない）	4,600,000円以内				
	ぎのう しゅうとく ひつよう けいひ ②技能習得に必要な経費	こうとうがっこう こうとうせんもんがっこう たんき だいがく だいがく せんしゅうがっこう た かくしゅ ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校およびその他各種 がっこう つうしんせい ていじせい ふく ざいがく きかん つう ひつよう けいひ 学校(通信制、定時制を含む)の在学期間を通じて必要となる経費	5,800,000円以内	●	●	●	しゃかいふくし きょうぎかい 社会福祉協議会 42-1397(TEL) 45-2444(FAX) ako-shakyo@ako-shakyo.jp
	しゅうしよく ぎのう しゅうとくとう したく けいひ ③就職・技能習得等の支度経費	かしつけ たいししょう もの こうとうがっこう こうとうせんもんがっこう たんき だいがく だいがく せんしゅうがっこう ・貸付対象である者が、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校お よびその他各種学校(通信制、定時制を含む)の入学にあたり、入学時または入学前 に必要となる経費（受験料の貸付はできない）	500,000円以内				
	じゅうたく そうかいちく かいしゅうとうけいひ ④住宅の増改築、改修等経費	じゅうたく そうちゆいちく かくちよう ほしゅうほぜん ひつよう けいひ ・住宅の増築、改築、拡張、補修、保全のために必要な経費 こうえいじゅうたくこうきてい こうえいじゅうたくゆずう ひつよう けいひ ・公営住宅法に規定する公営住宅を譲り受けるために必要な経費	2,500,000円以内				

めいしょう 名称	くぶん 区分	ないよう 内容	りょういでちよう 療育手帳			とあさき お問い合わせ先
			A	B1	B2	
福 社 資 金	⑤福祉用具購入経費	日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に必要な経費	1,700,000円以内			
	⑥障がい者自動車購入経費	障がい者が自ら運転する自動車、または障がい者と生計を一にする者が、当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための自動車を購入する場合(通院およびリハビリに使用する自動車)/(通園、通勤、通所等の送迎に使用する自動車) オプション費用については上限100,000円 必要総額に対し、20%以上の自己資金が必要	2,500,000円以内			
	⑦中国残留邦人年金追納に必要な経費	国民年金の保険料免除期間とみなされた期間について、保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	●	●	●
	⑧障がい者サービス等に必要な経費 ※障害者総合支援法による障害福祉サービス受給中の世帯が対象	サービス受給期間中、生計維持するのに必要な経費(家賃、光熱水費、食費、被服費等)	2,300,000円以内			
	⑨その他日常生活上一時的に必要な経費	日常生活上一時的に必要な経費で、その費用の支払いがなければ今後の生活に支障を及ぼす恐れがあると思われる経費(生活費など根拠を明らかにすることのできない費用、家賃等の滞納、公共料金の未払金、借入金の返済の貸付はできない)	500,000円以内			
※すべて無利子(ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%)						

しゃかいふくしききょうぎかい  
社会福祉協議会  
42-1397(TEL)  
45-2444(FAX)  
ako-shakyo@ako-shakyo.jp